

令和3年度包括外部監査「固定資産税の課税に関する事務の執行について」

令和4年度措置状況又は今後の措置方針

| 番号 | 報告書ページ | 監査の結果（指摘事項） | | 措置の内容 | 対応区分 | 担当部署 | 備考 | |
|----|--------|-------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|
| | | 区分 | 項目 | | | | | 内容 |
| 1 | 59 | 結果 1 | 固定資産税の更正、賦課替え、返還金 2. 返還金の請求手続き | 返還金については、最長20年まで遡っている事例もあり、多額の返還金が存在している。これは、統合税務システム導入に伴うホストコンピュータの移行作業を行った際に、集中して調査を行い、多額の修正と返還を行ったことが原因である。 | ホストコンピュータ移行後は、毎年度当初賦課前にデータの抽出を行い、入力誤り等のチェックを強化することとした。 | 措置済 | 資産税課 | |
| 2 | 172 | 結果 2 | 固定資産税の収納 3. 還付・充当事務手続き | 平成28年度は納期限から20日以内に督促状を発送する義務があるものの、2期分について発送が遅れてしまった。その結果、督促手数料50円が多数の納税者に生じてしまった。督促状の発送遅延により、督促状発送前に徴収した督促手数料50円を還付する必要があったものの、還付金50円の還付手続きをしないものが多々あり、還付未済の件数が多くなっている。 | 平成28年度固定資産税第2期分の督促については、督促状の用紙が不足したことにより発送が遅れたため、用紙の不足が発生しないよう適切な在庫管理を行い、還付未済の抑制に努めることとした。また、還付手続きについては、現在半年後に1回再通知を送付しているが、これまで以上に還付未済額を減らすことができるよう、今後は、翌年度以降も毎年1回以上再通知を送付することとした。 | 措置済 | 納税課 | |
| 3 | 207 | 結果 3 | 固定資産税の減免の申請手続き 3. 減免の手続きにおける実態調査 | 弁護士会館は、大分県弁護士会の組織や建物の活用状況から、減免対象の公益性について確認する必要がある。弁護士会館について、減免対象の公益性の確認については、聞き取りした調査内容等の書類が不足しており、全てに公益性があると判断できるだけの書類が具備されていない。また、減免の対象となる資産について公益の用に供している旨の文言の記載及び施設の責任者（大分県弁護士会の会長）の署名を求めることが望まれる。 | 令和4年度から、公益の用に供しているかどうかを明確にするため、調査に関する添付資料等のチェックリストを作成し、決裁時に確認するとともに、建物内の使用状況に関する使用状況等証明書の提出を求めるとした。 | 措置済 | 資産税課 | |
| 4 | 207 | 結果 4 | 固定資産税の減免の申請手続き 3. 減免の手続きにおける実態調査 | 「公財）森林ネットおおいた」と「公財）大分県自治人材育成センター」の建屋については、「公益社団法人若しくは公益財団法人が公益目的事業のため所有し、かつ、公共の用に供されているもの」に該当するものとして、減免の取扱としている。しかしながら、使用状況に関する調査資料等が添付されていなかったことから、減免として取り扱った減免対象が公益目的事業のための資産でかつ公共の用に供されているのか判断できない。 減免の申請をする際は法人の責任者に公益目的事業のための資産で公共の用に供している旨の記載および署名を求めべきである。また、公共の用に供している資産というのは、一般公衆の共同使用に供されている資産であると思われることから、上記の要件を適用させるのであれば減免対象の該当資産を確認することが必要である。 なお、政策目的上、減免することが必要な施設等については大分市固定資産税減免取扱要領第3条の別表に別途限定列挙することが望ましい。 | 令和4年度から、公益の用に供しているかどうかを明確にするため、調査に関する添付資料等のチェックリストを作成し、決裁時に確認するとともに、建物内の使用状況に関する使用状況等証明書の提出を求めるとした。また、大分市固定資産税減免取扱要領を改正し、減免することが必要な施設等について明確にすることとした。 | 措置済 | 資産税課 | |
| 5 | 208 | 結果 5 | 固定資産税の減免の申請手続き 4. 減免の取消し | 保育園敷地の有償での貸付を減免の取扱としていた。これは無償で貸していることを口頭でのみ確認をし、無償貸借に関する契約書や覚書等の書面を確認をせずに減免の対象として取り扱っていたことが原因である。このため、適切な管理運営がされていれば起こりえなかったものである。 | 大分市固定資産税減免取扱要領を着実に履行するため、減免の基準や考え方などについて定期的な研修等で周知を図るとともに、新たにチェックリストを作成することで決裁時の漏れが無いよう適切な管理運営を行うこととした。 | 措置済 | 資産税課 | |

| 番号 | 報告書 ページ | 意見 | | 措置の内容 | 担当部署 | 備考 | |
|----|------------|------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
| | | 区分 | 項目 | | | | |
| 1 | 49 | 意見 1 | 固定資産税事務について | 書類提出が義務でない住所変更のみの場合、繁忙期での電話対応には限界があるため、大分市ホームページ上で住所変更届を提出できるようなシステムの構築が望ましい。 | 電子申請による住所変更届の受理について手法等の検討を行うこととした。 | 資産税課 | |
| 2 | 49 | 意見 2 | 固定資産税事務について | 相続人不存在などのため未発送になっているものについては、戸籍等の調査・確認を実施した後、未発送リストを作成しており、各課で情報共有を行っているものの、そのリストについての決裁は受けていない。法律上、発送しなければ税額の確定にならないため納税義務者に滞納や延滞金などの不都合が生じることはないものの、ミスや見落としなどで未発送が生じる可能性もあることを考えれば、発送しない旨の決裁を受けた後に未発送処理を確定すべきである。 | 納税通知書の発送誤りを防止する観点から、令和4年度分より相続人不存在等が判明した納税通知書について未発送の決裁を行い、発送簿と共に管理することとした。 | 資産税課 | |
| 3 | 60 | 意見 3 | 固定資産税の更正、賦課替え、返還金 | 相続登記等が完了していないため、数十年前に納税義務者が死亡していたケースの評価替えを行うなど、時効が成立していたケースも複数生じている。 相続人が不明な場合などには賦課替えが出来ないことになるが、相続人が死亡者名義で納税を続けていて滞納が生じていない場合などは、賦課替えの手続きを進めていない事例が多数生じている。 賦課替えを随時行っているが、処理件数よりも提供件数が上回っており、ケースによっては相続人等の調査に多くの時間を要するものもあり、処理が終わらず時効が成立しているものもある。 納税義務者が死亡した場合、納税課と資産税課において滞納状況の情報をより密にし、一定期間内に賦課替えを行うという基準を作ることが望ましい。 | 納税義務者が死亡し滞納となっている場合の賦課替え処理は、案件ごとに状況が大きく異なり、戸籍調査等に多くの時間を要し、一定の基準を設けることが困難であるため、納税課と資産税課で優先順位の条件等を共有し、これまで以上に連携することで、一定期間内に賦課替えを行い、時効になることがないように対応することとした。 | 資産税課 | |
| 4 | 60 | 意見 4 | 固定資産税の更正、賦課替え、返還金 | 今後は団塊の世代の高齢化に伴う死亡者数が増加することが見込まれる。今まで以上により多くの賦課替えを行う必要があるため、業務量に応じた正規職員を増員、配置するとともに、税務知識、戸籍等の賦課替えに必要な専門性を有するスペシャリストを業務の核として育成することに加え、相続人調査や財産調査等の外部委託を検討することが望ましい。 | 賦課替え処理を円滑に実施するため、令和4年度から資産税課管理担当班に再任用職員を1名追加配置するとともに、賦課替えの手法等、先進事例について研究することとした。 | 資産税課 | |
| 5 | 60 | 意見 5 | 固定資産税の更正、賦課替え、返還金 | 返還金につながる課税誤りについては、地方税法第408条による実地調査のほか、3年に一度行われる住宅認定調査や土地及び家屋台帳の照合等を実施しているが、納税者からの指摘によるものも多いため、評価変更の際のダブルチェックを強化したり、業務上の注意点を作成するなど適正な課税に向けた方法を検討する必要がある。 | 適正な課税に向けて、過去の課税誤りをまとめた事例集等を作成し、職員同士で共有することで、評価変更の際などの相互チェックの強化を図ることとした。 | 資産税課 | |

| 番号 | 報告書 ページ | 意見 | | | 措置の内容 | 担当部署 | 備考 |
|----|------------|------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| | | 区分 | 項目 | 内容 | | | |
| 6 | 88 | 意見 6 | 土地の評価方法、評価額、実地調査 | <p>固定資産税の公平・適正課税を目的とした土地の実態把握については、現在まで登記済通知による登記情報や関連部局(農業委員会、開発建築指導課、家屋担当班等)から入手するデータにより現地調査を行っているところである。</p> <p>しかし、全てを把握することは実務上困難であり、地方税法第408条の固定資産の実地調査についても訓示規定と解されている。</p> <p>今後、土地の実態把握のため以下に掲げる取組みについても実施すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概観的調査のさらなる充実 ・ホームページや市報等を活用した周知の強化(申告や連絡のお願い) ・業務の効率化及び正確性を目的とした新たなシステムの検討と外部人材の活用についての検討 | <p>概観的調査のさらなる充実として、土地評価業務での現地調査にあたり、GIS機能を活用し調査対象地周辺地域も実態把握を行うこととした。</p> <p>住宅用地特例申告や減免申請、建物の使用用途の変更連絡等の促進について、令和4年度からホームページの内容の充実を図った。</p> <p>新たなシステムの検討や外部人材の活用については、今年度GISシステムが更新される中、GIS機能の活用による業務の効率化や既存の外部委託業務に係る仕様の見直しを検討することとした。</p> | 資産税課 | |
| 7 | 88 | 意見 7 | 土地の評価方法、評価額、実地調査 | <p>土地の現地調査における評価方法及び手続は、固定資産評価基準及び土地評価事務取扱要領に規定されており、現在までこれに従って行われている。</p> <p>中でも特に困難事例については、経験年数の長い職員や上司、委託業者等に相談をしながら行っている状況であるところ、職員の経験による評価の差異が生じないようにするため、これに加え今後は以下に掲げる取組みについても実施されるよう検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難事例集の作成 ・職員研修のさらなる充実 | <p>職員の経験や知識による評価の差異を生じさせないため、職員研修など定期的な会議において、困難事例ケースを例示し、職員の知識の共有を図るとともに、それらを集約した事例集を作成することとした。</p> | 資産税課 | |
| 8 | 113 | 意見 8 | 家屋の評価方法、評価額、実地調査 | <p>固定資産税の公平・適正課税を目的とした現況家屋の把握については、建築確認申請及び登記済通知情報等より把握して家屋評価を行っているが、全てを把握することは実務上困難であり、地方税法第408条の固定資産の実地調査についても訓示規定と解されている。</p> <p>これまで、登記情報、建築確認申請情報、未評価家屋の解消業務及びホームページによる周知等によって現況家屋の把握を行い実地調査等の業務を行っているが、今後も、以下に掲げる取組みについて実施することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未評価家屋の解消業務の継続的な取組み ・ホームページや市報等を活用した周知の強化(申告や連絡のお願い) ・業務の効率化及び正確性を目的とした新たなシステムの検討と外部人材の活用についての検討 | <p>未評価家屋の解消業務は、継続的に実施する中で、土地や家屋の利用状況等に変更があった場合の連絡等について、ホームページでの周知の強化を図るとともに、新たなシステムの検討と外部人材の活用について、今後も研究することとした。</p> | 資産税課 | |

| 番号 | 報告書 ページ | 意見 | | | 措置の内容 | 担当部署 | 備考 |
|----|--------------------------|-------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| | | 区分 | 項目 | 内容 | | | |
| 9 | 146 148 149 150 | 意見 9 | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 償却資産担当班で共有されている償却資産課税業務に関するマニュアルがないため、各業務の進め方、事業者から提出を受ける書類、チェックの体制、得た情報の管理等に関する包括的なマニュアルを作成する必要がある。 | 償却資産の課税業務を適正に行うために、令和4年度から業務内容を網羅した包括的なマニュアルを作成することとした。 | 資産税課 | |
| | | | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 未申告者に対する申告の督促方法や対応については、公式のマニュアル等は存在しておらず、適切に行われているか疑問が残る。まずはマニュアルの整備が喫緊の課題と言える。 | | | |
| | | | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 資産なしの対象者の場合は、対象者より電話連絡を受けた際に資産がないことを確認し、統合税務システムへ入力を行っているが、資産の有無の判断基準や手続き方法を詳細に記したマニュアルがないため、作成することが望ましい。 | | | |
| | | | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 償却資産の廃棄手続きを行うに当たり、廃業日の記載がないもの、廃棄印もしくは職権廃棄印のないものが見受けられた。マニュアル等は存在せず、ルールに則った職務が遂行されていない可能性がある。そもそもルールが明文化されていないため、職務の流れやチェック体制などを詳細に記したマニュアルの作成を行っていくことが望ましい。 | | | |
| | | | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 非課税となる償却資産税の手続きを行うに当たり、どのような書類を提出してもらうのかを具体的に示したマニュアル等は存在しておらず、内部統制を図るためにも作成していくことが望ましい。 | | | |
| | | | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 間違いやすい事例を文書化して全員で共有することが望ましいが、現在はマニュアルやチェックリストなどは存在せず、担当者の知識や経験などに頼るところが多い。適切なマニュアルの作成が必要である。 | | | |
| 10 | 147 | 意見 10 | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 大分市外に本店登記がある場合は大分税務署の管轄ではないため、税務署を通じた情報収集をすることができない。本店登記が大分市外であっても、大分市に営業所の届出がされている場合については、市民税課の法人市民税のデータより新規対象者を把握することができるが、市内営業所の届け出もされていない場合は、対象者の把握の術がなく対応できていない。今後、償却資産の申告の必要性について広く周知していくとともに、必要に応じて現地調査を積極的に実施することが重要である。 | 本店登記が大分税務署の管轄外で、本市に営業所の届出がない事業者からの申告を促進するため、市ホームページの他、金融機関へのチラシ等の配布を通して償却資産について広く周知を図るとともに、必要であれば現地調査を実施することとした。 | 資産税課 | |

| 番号 | 報告書 ページ | 意見 | | | 措置の内容 | 担当部署 | 備考 | |
|----|------------|----|----|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------|--|
| | | 区分 | 項目 | 内容 | | | | |
| 11 | 147 | 意見 | 11 | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 税務署調査では、法人の新規開業のみを対象として調査しており、個人開業が調査対象とされていない。今後、個人開業まで対象を広げることが必要である。 | 令和4年度から本市が行う税務署に対する調査対象を個人開業まで広げることとした。 | 資産税課 | |
| 12 | 147 | 意見 | 12 | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 税務署調査の過程で入手した固定資産台帳と償却資産税申告書との間に不整合が見つかったが、納税者への問い合わせや現地調査を行っておらず、不整合のまま課税されていた。他にもこのような事例が生じている可能性は高く、固定資産台帳の有効活用について検討する必要がある。 | 税務署調査の過程で入手した固定資産台帳と償却資産申告書の整合性を図るために、固定資産台帳の効果的な活用方法を検討することとした。 | 資産税課 | |
| 13 | 147 | 意見 | 13 | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 大分市保健所のホームページ上の飲食店の新規食品営業許可施設の一覧は3か月分が閲覧可能である。新規食品営業許可施設一覧の出力・保管はしておらず、管理台帳として保管していくことが、対象者の適切な把握上望ましい。 | 令和4年度から大分市保健所のホームページ上の飲食店の新規食品営業許可施設の一覧を出力し、管理台帳として保管することとした。 | 資産税課 | |
| 14 | 147 | 意見 | 14 | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 経産省データの参照で増設等の確認はできるはずであるが、あくまで申告制であるため、既存事業者が増設等を申告しているかのチェックは行っていない。新規設置だけでなく増設についても調査を実施すべきである。 | 令和4年度から太陽光発電設備設置者調査において、新規設置だけでなく増設についても調査を実施することとした。 | 資産税課 | |
| 15 | 147 | 意見 | 15 | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 前年度に「資産無し」と回答した事業者に対しては、税務署調査等で償却資産の申告漏れの疑いがある場合には再度申告案内を送っているが、それ以外の事業者に対しては償却資産の増加等を問うハガキ等の送付は行っていない。網羅性の観点から、全ての事業者に対し、3年に1度は申告書等を送付するといった対応をすることが望ましい。 | 「資産無し」と回答した事業者に対しても、申告資産を有する事業者と同様に3年に1度申告書等を送付するなど、資産の確認手法を検討することとした。 | 資産税課 | |
| 16 | 148 | 意見 | 16 | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 死亡者への申告書の発送の件数は多くはないものの、担当者の異動等を考えると、班員全員で進捗状況の把握をするために管理台帳を作成することが望ましい。 | 令和4年度から死亡者の申告状況を把握するため、管理台帳を作成することとした。 | 資産税課 | |
| 17 | 148 | 意見 | 17 | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 償却資産担当班で入力を行った場合、入力を担当した者が入力からチェックまでを行うため、入力を行った者以外のチェックを受けることが望ましい。 | 令和3年度から事務処理ミス等の対策として、複数人でのチェック体制を強化することとした。 | 資産税課 | |
| 18 | 148 | 意見 | 18 | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 未申告者に対しては2回の督促状の送付を行っているが、新規義務者の未申告率が高く(在来 187 / 12,087件 ≒ 1.5%、新規 554 / 1,428件 ≒ 38.8%)、申告率を高める対処方法の検討が必要である。 | 新規義務者の申告率を高めるため、有効な対処方法を検討することとした。 | 資産税課 | |

| 番号 | 報告書 ページ | 意見 | | | 措置の内容 | 担当部署 | 備考 |
|----|------------|----|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| | | 区分 | 項目 | 内容 | | | |
| 19 | 148 | 意見 | 19 償却資産の登録、評価方法、評価額 | リース資産(ファイナンスリース契約を除く)のみを保有している場合、資産なしである事の裏付けとなるような資料は、申告制であることに鑑み入手していない。保有する償却資産がなしであっても、申告書の提出は必要であり、可能な限り事業者に対しては固定資産台帳の提出を求め、資産の所有状況を把握していくことが必要である。 | 資産がない事業者についても、原則、申告書の提出を求めるとともに、本市ホームページや償却資産申告の手引き等で固定資産台帳の提出についても広く周知することとした。 | 資産税課 | |
| 20 | 148 | 意見 | 20 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 本来は法定免税点未満であっても償却資産を所有するものは、毎年の申告が必要とされており、法に基づき適切に申告を促すことが求められる。新規未申告者の554件は依然として未申告であり、未申告のものには過料が課せられる可能性があることなどを周知し、未申告を無くしていくよう、更なる対応が必要と考えられる。 | 本市ホームページや市報等を通じて、償却資産の申告の必要性を周知し、未申告の減少に向けて対策を検討することとした。 | 資産税課 | |
| 21 | 148 | 意見 | 21 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 公有施設ではない公民館、集会所、公園、消防団詰所、児童育成クラブ施設等へは、申告書の送付をしておらず、そもそも申告書の提出がない。土地や家屋の現地調査時に償却資産の有無等については見ているものの、資産の状況の把握までには至っていない。そのため、償却資産についての課税ができていない。未申告者に対して償却資産の申告について周知するためにも申告書を送付することが望ましい。 | 公有施設でない公民館、集会所、公園等については、新設時や増築時に現地調査を実施し、当該施設が減免要件に該当するか確認しているため、課税対象資産がある場合を除き申告書の送付を行っていないところであるが、未申告者に対する申告を促進するため、償却資産申告に係る周知方法等を検討することとした。 | 資産税課 | |
| 22 | 149 | 意見 | 22 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 非課税対象となる可能性のある組織に対して、その旨を伝えても、対象者の理解不足等により非課税適用申告書が作成されない事例も存在しており、もっと具体的に広く周知していくことが必要であると考えられる。 | 地方税法第348条の規定に該当する非課税対象資産について、市ホームページや償却資産申告の手引き等で、具体的に広く周知することとした。 | 資産税課 | |
| 23 | 149 | 意見 | 23 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 償却資産税の減免の実績に基づく事例集等は存在しておらず、担当者によって手法等に違いが出る可能性があり、適切な事例集の作成が必要である。 | これまで以上に適正な償却資産の課税業務を行うため、令和4年度からマニュアル及び事例集を作成し、活用することとした。 | 資産税課 | |
| | | | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 償却資産税の特例の実績に基づく事例集等は存在しておらず、担当者によって手法等に違いが出る可能性があり、適切な事例集の作成が必要である。 | | | |
| | | | 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 簡易調査の実績に基づく事例集等は存在しておらず、担当者によって手法等に違いが出る可能性があり、適切な事例集の作成が必要である。 | | | |
| 24 | 149 | 意見 | 24 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 簡易調査を行った50件のうち32件で更正があり、5年間分で1,722,300円の追徴と351,400円の還付があったことから、簡易調査の対象を増やすことで更なる増収が見込まれる。申告内容を十分に精査するため、簡易調査の対象や範囲を大幅に見直すことが望ましい。 | さらなる増収につなげるため、簡易調査の対象の拡大や範囲の見直しを検討することとした。 | 資産税課 | |

| 番号 | 報告書 ページ | 意見 | | | 措置の内容 | 担当部署 | 備考 |
|----|------------|----|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------|
| | | 区分 | 項目 | 内容 | | | |
| 25 | 150 | 意見 | 25 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 更正件数は非常に多く、また、長年にわたり多くの更正手続きが遑って行われていた。多数の申告漏れ、申告ミスが懸念されるため、簡易調査の拡大、貸借対照表と固定資産台帳の添付の周知に努めるなどの対策が必要である。 | 償却資産の更正は、所有資産の申告制度による修正申告を原因としたものが多数を占めることを踏まえ、申告漏れや申告ミスを防止するため、固定資産台帳の添付の周知や簡易調査の拡大等の対策を検討することとした。 | 資産税課 | |
| 26 | 150 | 意見 | 26 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 5年間の時効成立以後まで遑って賦課替えを行っているケースが多数あり、それ以前の税額については時効が成立している可能性が高い。 | | 資産税課 | |
| 27 | 150 | 意見 | 27 償却資産の登録、評価方法、評価額 | 更正の内訳としては家屋評価対象資産を償却資産として誤って申告された場合に発生することが大部分であり、家屋と償却資産の区分についての判断基準が一般に周知されていないことが原因であるため、周知の方法等を検討していく必要がある。 | | 家屋と償却資産の区分について、市ホームページや償却資産申告の手引きに具体的に記載するなど周知の方法を検討することとした。 | 資産税課 |
| 28 | 172 | 意見 | 28 固定資産税の収納 | 固定資産税の年間の納税義務者は160,000人を超え、うち約半数の80,000人が口座振替を行っているものの、納税者の死亡や登記簿の変更に伴い減少する一方で、新規の振替依頼もあるため、登録者数は80,000人程度で推移している。 市職員の人的な負担などを考慮すると、書面での口座振替申込よりも、WEBでの口座振替申込を進めるべきである。 | 市民の利便性向上や費用対効果を考慮する中で、WEBでの口座振替申込の導入に向けて検討することとした。 | 納税課 | |
| 29 | 172 | 意見 | 29 固定資産税の収納 | 過誤納リストにて、過誤納の原因や内訳を分析して、還付(充当) 充当候補者リストに転記していく。全件についてチェック証跡は見受けられるが、チェック日や担当印などは見られず、複数人で二重チェックを行っているのであれば、明確な証跡を残すことが望ましい。 | 「(還付(充当) 充当候補者リスト)」については、現在行っている二重チェックの際、チェック日の記載や担当印を押すことにより明確な証跡を残すこととした。 | 納税課 | |
| 30 | 173 | 意見 | 30 固定資産税の収納 | 還付未済について、半年後に通常の還付・充当手続きと一緒に再通知を一回だけ行っている。時効成立の5年が経過してしまうと、例え固定資産を保有し、毎年納税を行っていても、還付に対しては時効が成立してしまう。 通常の還付・充当処理と一緒に再通知を、少なくとも毎年1回以上行うべきである。 | 還付手続きの再通知については、現在半年後に1回行っているが、これまで以上に還付未済額を減らすことができるよう、今後は、翌年度以降も毎年1回以上再通知を送付することとした。 | 納税課 | |
| 31 | 196 | 意見 | 31 固定資産税の滞納整理事務 | 財産の調査の手続きにあたり、各金融機関に紙ベースで申請を行い、紙ベースで結果報告を受けているため、多くの時間と手間がかかっている。特に金融機関(銀行)への照会は年間400,000件の申請を超えており、デジタル化を進めることで時間や手間を減らせ、情報収集・入力を自動化することが出来るため、大きな成果が見込まれる。 今後はデジタル化を積極的に進めることが必要であり、業務の効率化が図れるRPAの活用や預貯金照会の電子化、預金の一斉差押の拡大について民間スキームの導入を検討することが望ましい。 | 令和4年度中に民間スキームを導入し、委託による預貯金照会の電子化を行うこととした。また、預金の一斉差押の拡大については、活用できる民間スキームの提供に応じて、導入を検討することとした。 | 納税課 | |

| 番号 | 報告書 ページ | 意見 | | | 措置の内容 | 担当部署 | 備考 |
|----|------------|----|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------|----|
| | | 区分 | 項目 | 内容 | | | |
| 32 | 196 | 意見 | 32 固定資産税の 滞納整理事務 | 大分市内に所在しない不動産等の財産調査については、情報の収集手段が乏しく、調査が困難な状況にある。市外の財産については関係市町村や関係する税務署等とのより連携を強める必要がある。 | 市外に所在する不動産等の財産調査に係る税務署や県市町村に対する確定申告書等の調査や実態調査等について、今後も一層の連携強化を図っていくこととした。 | 納税課 | |
| 33 | 196 | 意見 | 33 固定資産税の 滞納整理事務 | 不納欠損処分等の基準として執行停止マニュアル(執行停止要領)が用いられており、基準となっている執行停止マニュアル(執行停止要領)等には、不動産の処分予定価額の算定方法や金額等の詳細な基準は定められておらず、恣意性の介入可能性がある。不動産の処分予定価額の算定方法や金額基準や条件基準などの客観的な基準を設けることが必要と考える。 | 不動産の執行停止については、恣意性が働かないよう、管理職で構成する不動産価額評価検討会議を通して判断することとした。 | 納税課 | |
| 34 | 196 | 意見 | 34 固定資産税の 滞納整理事務 | 滞納整理事務に係る書類については、決議書は保管しているが、その他の書類(戸籍謄本や財産調査結果等)は、完納になるまでは保管するが、以後、廃棄している。滞納整理事務にかかる判断に関わる重要な資料であるため決議書と同様に保管する方が望ましい。 | 滞納整理事務に係る書類について、今後は決議書と同様に保管することとした。 | 納税課 | |
| 35 | 196 | 意見 | 35 固定資産税の 滞納整理事務 | 利害関係の範囲等について定めや規程は整備されていない。利害関係について、具体的に明確な規定をすることが望ましい。 | 利害関係の範囲等について、担当職員の居住地を考慮することを明確化することとした。 | 納税課 | |
| 36 | 196 | 意見 | 36 固定資産税の 滞納整理事務 | 利害関係のチェックについて文書が残されていないためどのような確認を行ったか不明である。利害関係チェックに係る文書を残すことが望ましい。 | 利害関係のチェックについては、令和4年度からその確認を行った結果を文書として残すこととした。 | 納税課 | |
| 37 | 208 | 意見 | 37 固定資産税の 減免の申請手 続き | 公益による減免申請の添付書類のうち使用状況を証する資料について、申請内容によって不十分であると思われるものがあつた。担当者以外の誰が見ても判断できるような証拠書面を添付するべきである。 | 減免の決裁について、現地調査時の写真を添付するなど証拠書面を残すこととした。 | 資産税課 | |
| 38 | 208 | 意見 | 38 固定資産税の 減免の申請手 続き | 新規の減免申請について、決裁後の修正入力については、ダブルチェックを行い、入力漏れがないように行っているが、令和2年度で1件の入力漏れがあつたため、入力漏れ等がないようチェック機能を強化することが望まれる。 | 減免申請に関するチェックリストを作成し、決裁後も管理することで、チェック機能を強化することとした。 | 資産税課 | |
| 39 | 208 | 意見 | 39 固定資産税の 減免の申請手 続き | 公益による減免における継続適用の届出が必要な施設においては、毎年度実態調査を実施しているが、確認の手續を実施したことが確認できる書面等が漏れている案件が認められた。 | 調査に関する添付資料等のチェックリストを作成し、決裁時に確認することによりチェック機能を強化することとした。 | 資産税課 | |